処　分　基　準

令和７年３月１日作成

法　　令　　名：	銃砲刀剣類所持等取締法
根　拠　条　項：	第１１条第４項
処 分 の 概 要：	拳銃等又は猟銃の所持許可の取消し
原権者（委任先）：	神奈川県公安委員会
法 令 の 定 め：	銃砲刀剣類所持等取締法第４条（許可）、第６条（国際競技に参加する外国人に対する許可の特例）、第１１条第４項 火薬類取締法第５０条の２第１項（猟銃用火薬類等の特則） 火薬類取締法施行令第１２条（猟銃用火薬等）
処　分　基　準：	当該違反に伴う実害の発生、同種事案の再発のおそれ、社会的に非難されるべき点等が認められる場合に、許可を取り消すものとする。
問 い 合 わ せ 先：	神奈川県警察本部生活安全部生活安全総務課営業第二係 ℡ ０４５－２１１－１２１２ 内線３０２４，３０３４
備　　考：	